

府中市が実施している福祉医療

福祉医療制度	対 象	窓口負担	申請・問い合わせ先
重度心身障害者医療	身体障害者手帳1級～3級または療育手帳(A)、A、(B)を持っている人	医療機関ごとに1日当たり200円まで	▷地域福祉課 (☎43-7148) ▷上下支所市民生活係 (☎62-2114)
ひとり親家庭等医療	▷18歳までの子どもを養育している配偶者のいない父または母とその子ども ▷父母のいない18歳までの子ども ※18歳に到達する年度末まで。	医療機関ごとに1日当たり500円まで	▷女性こども課 (☎43-7139) ▷上下支所市民生活係 (☎62-2114)
乳幼児等医療	15歳までの子ども ※15歳に到達する年度末まで。	医療機関ごとに1日当たり500円まで	

※保険適用外の場合は、自己負担となります。医療機関ごとの受診が通院で月4日、入院で月14日を超えると、それ以降は食費・容器代などを除く窓口負担が無料となります。

● 重度心身障害者医療 ● ひとり親家庭等医療 ● 乳幼児等医療 の受給者証を 更新します

福祉医療の助成制度

府中市が実施している福祉医療費助成事業には、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療があります。

これらの受給者証を医療機関で提示すると、医療費の一部を市が助成するため、窓口負担が軽減されます。

福祉医療の受給者証は毎年更新します

新たに福祉医療の対象になる人は、申請手続きが必要ですが、ただし、所得などによる制限があります。

● 重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療

受給者資格を8月に更新し、引き続き受給できる人には新しい受給者証を郵送

しています。

● 乳幼児等医療

受給者証の更新は、誕生月の翌月です。誕生日が1日の場合は誕生月になります。

乳幼児等医療の対象が拡大されています

平成28年度より市の事業として15歳に到達する年度末までの子どもを、乳幼児等医療の対象としています。原則として申請のあった日から対象となります。新たに対象になった場合など、申請漏れの無いよう注意してください。

状況に変更があった場合は、必ず連絡してください

加入している保険や内容が変更になった人は、届け出が必要です。また、ひとり親家庭等医療受給者で、婚姻された人、事実上婚姻関係のある人は受給資格を喪失しますので女性こども課まで必ず連絡してください。

国保 高齢受給者証を更新しました

府中市国民健康保険に加入している70歳から75歳に到達するまでの人には、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送しています。

高齢受給者証は、医療を受けるときの自己負担割合（1割・2割・3割）の証明になります。医療機関で保険証と一緒に提示してください。

問い合わせ先 健康医療課医療保険係（市役所内・☎43-7142）

介護 介護保険負担割合証を更新しました

要介護など認定を受けている人には、新しい介護保険負担割合証を郵送しています。

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを受けるときの自己負担割合（1割・2割）の証明になります。

この介護保険負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護保険サービスを利用するときは、必ず2枚ともサービス事業者や施設に提出してください。

問い合わせ先 長寿支援課（☎40-0222）